

## 令和7年度東北森林管理局分収林評価委員会の議事概要について

1 日 時 令和7年11月28日（金）13時30分～15時05分

2 場 所 東北森林管理局2階大会議室

3 議 案 以下の分収林契約の国による持分の買受金額について

### (1) 分収育林

第1号議案：津軽森林管理署管内 小童子山国有林 2004ぬ3林小班

第2号議案：津軽森林管理署管内 西虹貝山国有林 551ほ2林小班

第3号議案：青森森林管理署管内 広瀬山国有林 702は林小班

第4号議案：下北森林管理署管内 古佐井山国有林 2243は14林小班外1

第5号議案：盛岡森林管理署管内 虫壁山国有林 515は9林小班

第6号議案：米代東部森林管理署管内 大茂内沢外2国有林 116は1林小班

第7号議案：米代東部森林管理署管内 仙戸石沢外3国有林 2144い林小班

第8号議案：米代東部森林管理署管内 熊沢外8国有林 3153ほ林小班

第9号議案：米代東部森林管理署上小阿仁支署管内 古岱倉沢国有林 2061よ林小班

第10号議案：米代東部森林管理署上小阿仁支署管内 露熊沢外4国有林 2088に林小班

第11号議案：米代東部森林管理署上小阿仁支署管内 鎌内沢外3国有林 2052ろ林小班

第12号議案：米代東部森林管理署上小阿仁支署管内 鎌内沢外3国有林 2043の2林小班

第13号議案：米代西部森林管理署管内 鹿瀬沢国有林 1036い林小班

第14号議案：米代西部森林管理署管内 大沢山国有林 2073ほ2林小班

第15号議案：秋田森林管理署管内 小又、白山澤国有林 51ろ林小班

第16号議案：秋田森林管理署管内 西ノ又外1国有林 2140た林小班

第17号議案：秋田森林管理署湯沢支署管内 松倉外2国有林 90は林小班

第18号議案：山形森林管理署最上支署管内 大又山外4国有林 1072ふ1林小班

### (2) 分収造林

第1号議案：津軽森林管理署管内 葛川沢国有林 1048と林小班

第2号議案：青森森林管理署管内 西大川平山国有林 924～1林小班

第3号議案：青森森林管理署管内 衿腰国有林 989る1・989る2林小班

第4号議案：下北森林管理署管内 湯ノ川越国有林 2283か1林小班

第5号議案：下北森林管理署管内 湯ノ川越国有林 2283か2林小班

第6号議案：下北森林管理署最上支署管内 湯ノ川越国有林 2283い1林小班

第7号議案：仙台森林管理署管内 鈎取山国有林 56よ林小班

第8号議案：米代東部森林管理署上小阿仁支署管内小沢田外7国有林 139は林小班外1

第9号議案：秋田森林管理署管内 上桧木内又沢国有林 1074ろ林小班

第10号議案：秋田森林管理署管内 大台山外3国有林 2187い林小班外2

第11号議案：由利森林管理署管内 水林外11国有林 46な林小班

第12号議案：由利森林管理署管内 白ヶ澤外2国有林 36な林小班

第 13 号議案：庄内森林管理署管内 六十里山外 7 国有林 71 く 林小班

第 14 号議案：庄内森林管理署管内 里山国有林 191 ほ 林小班

第 15 号議案：山形森林管理署最上支署管内 西山外 1 国有林 2226 ね 林小班

第 16 号議案：山形森林管理署最上支署管内 今神山外 2 国有林 2237 は 林小班

第 17 号議案：山形森林管理署最上支署管内 水ヶ沢外 7 国有林 2243 な 林小班

#### 4 議事録抄

東北森林管理局（事務局）から議案の持分買受け価格の評価額算定方法等について説明した後、以下の質疑応答を行った。

委 員) 分収育林の第 2 号議案については、買受額は、前回から若干アップしているものの、単木材積、ヘクタール当たり本数も少なく、今後とも、評価額アップは難しいと思う。

費用負担者の意向は、どのような感じか。

事務局) ご指摘の林分については確かに今後大幅な蓄積の増加等は難しいと考えている。

費用負担者には入札の都度、不調であったことを知らせる結果となってしまっているが、ここ数年は持分買受けや契約延長の意向確認をしても、ほとんどの費用負担者から返事をいただけていない実態にある。

委 員) 分収育林の第 5 号議案は、最終的な評価額は、第 2 号議案と同程度。第 2 号議案よりは数値上いいので、今後の対応について何か考えなどがあれば、コメントいただきたい。

事務局) この林分については、費用負担者はこれまでの持分買受けにより大幅に減少しており、今回持分買受けを希望していない者は契約の延長を希望している。

当局としては来年以降、契約を延長する中で、少しでも蓄積の増加が図られればと考えている。

委 員) 分収育林の評価額を見ると、比較的早い時期の契約については高い傾向にあり、遅い時期の契約については低い傾向が見られるが原因をどのように分析しているか。

事務局) 分収育林契約の公募をしていた期間の中で、比較的市場に近く搬出条件の良いところから早い時期に公募対象地とされていた傾向にあったかもしれない。

外には契約が早く、伐期も早かった林分について契約を延長した結果、蓄積が増えたことも原因として考えられる。

委 員) 分収造林の第 1 号議案については、ヘクタール当たりの評価額が

3,700円と高いがこれまで公売で売れなかつた理由はなにか。

事務局) この林分については、実はこれまで複数回公売に付しているが不調が続いているのが実態であり、住宅、公道に近すぎるということが敬遠されている一因と考えられる。

委員) 分収造林の第14号議案はそれほど評価が悪くないのに、これまで公売に付しても不調となつた原因は何と分析しているか。

事務局) この林分は比較的奥地にあり、搬出に費用を要することが原因ではないかと考えている。

委員長) それでは議論を尽くしたと思うので質疑を終了し、分収育林第1号から第18号議案、分収造林第1号から第17号議案の国による持分の買受け金額については、適正に評価されていると判断する。

以上